相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市岩井八六五番地、最後の住所群馬県前橋市天川大島町三丁目七〇五番地
被相続人　亡　加部　久一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
事務所群馬県前橋市大手町三丁目四番一号
足立法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所東京都杉並区堀ノ内三丁目三番三号
被相続人　亡　邦本豢烈こと　劉　豢烈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号**荒**井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**荒**井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越二丁目一一五九番地、最後の住所東京都品川区戸越一丁目一九番二号りつりん荘二〇一
被相続人　亡　青柳津多子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
事務所東京都世田谷区代沢五丁目一八番五号　相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市瀬谷区瀬谷町四一五〇番地、最後の住所横浜市瀬谷区瀬谷町五八一二番地細谷戸ハイツ八街区三棟二〇七号
被相続人　亡　工藤　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
横浜市戸塚区品濃町五五三番地一パークヒルズＪ棟一三一〇号
相続財産管理人　安田　森彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜北区小松四二六三番地一、最後の住所静岡県浜松市浜北区小松四二六三番地の一
被相続人　亡　太田多佳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号ＳＬビル二階
相続財産管理人　弁護士　黒柳　安生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市白鳥町白鳥一四四番地、最後の住所愛知県春日井市西本町三丁目一七六番地こやま荘一〇号
被相続人　亡　曽我　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
愛知県名古屋市中区錦三丁目五番三一号ジブラルタ生命名古屋錦ビル一一階
相続財産管理人　矢野　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市平田町七八番地の二、最後の住所滋賀県彦根市芹川町一二八五番地
被相続人　亡　小野　時彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
滋賀県彦根市大東町一三番一号上野第二ビル三階大東法律事務所
相続財産管理人　岡田富美夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府天田郡三岳村字一ノ宮二二番戸、最後の住所不詳
被相続人　亡　山岡　かめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
京都府福知山市内記一丁目一〇番地の九九
相続財産管理人　盛岡登志夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南船場三丁目二五番地、最後の住所大阪府堺市東区大美野一三九番地三
被相続人　亡　杉下　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区九条三丁目一五番地二七、最後の住所大阪市西区境川一丁目五番二七―六〇五号
被相続人　亡　中上　一也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階
相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所広島県尾道市山波町三〇六五番地の一一
被相続人　亡　成瀬英吉こと　金　英吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月六日
広島県広島市中区上八丁堀八―一〇　第六東洋ビル六階
相続財産管理人　弁護士　長場　誠

無縁墳墓等改葬公告

大字別府郵会別府墓地改葬事業のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十三年六月六日
一、墳墓等所在地　大阪府摂津市南別府町二番一号
一、墳墓等の名称　大字別府郵会　別府墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　㈠本籍不詳・別府村領主　伊右衛門　寛政十一年巳年三月建之、㈡本籍不詳・高松家　高松スガ　登　昭和三十九年八月建之
一、改葬を行おうとする者　大阪府摂津市別府一丁目五番二九号　別府墓地管理者　宮浦　孝

第59期決算公告　平成23年6月3日
札幌市中央区北13条西17丁目1番45号
北海道グローリー株式会社
代表取締役社長　金本　正明
貸借対照表の要旨
（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,554,639
	固定資産	734,563
	合計	2,289,202
負債及び純資産の部	流動負債	821,232
	固定負債	226,693
	資本金	1,243,672
	資本剰余金	50,000
	利益準備金	1,193,672
	その他利益剰余金	12,500
	（うち当期純利益）	1,181,172
	評価・換算差額等	(125,883)
	合計	△2,395
		2,289,202